

# 再就職等監視委員会の活動状況

(令和3年度)

## 1. 再就職等監視委員会の概要

### (1) 再就職等監視委員会について

一般職の国家公務員の離職後の再就職については、平成19年の国家公務員法（以下「国公法」という。）の一部改正により、従来の営利企業への就職の制限が廃止され、新たに、①他の役職員の離職後の就職のあっせん規制（国公法第106条の2）、②利害関係企業等に対する役職員の求職活動規制（国公法第106条の3）、③退職した役職員によるかつて在職した機関の役職員に対する働きかけ規制（国公法第106条の4）が導入された。これらの再就職等規制については、国の行政機関の人事管理に関し使用者としての責任を有する内閣総理大臣が、公正かつ厳格に規制の遵守を監視することとされ、国民の信頼に応えられる実効性のある監視体制を確立するため、規制違反に対する調査や規制の例外承認は第三者機関が行うこととされた。

このような経緯から、中央人事行政機関たる内閣総理大臣の下に置かれる独立性の高い監視機関として、国公法に基づき、内閣府に再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）が設置された。委員会は、内閣総理大臣の委任を受けて、再就職等規制違反行為に関する調査及び承認等の権限を行使し、再就職等規制の遵守を図っている。

### (2) 再就職等監視委員会の委員長及び委員

委員会は、委員長及び委員4名をもって組織される。委員長及び委員は、人格が高潔で、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であって、かつ、役職員（検察官、旧国立大学の教官等の一定の者を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、国会の両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する（任期3年）。

**表 委員長及び委員**  
(令和3年3月21日以降)

職名	氏名	就任状況	主な職歴
委員長(常勤)	井上 弘通	H30.3.21～	元大阪高等裁判所長官
委員(非常勤)	尾花 眞理子	H27.3.21～	弁護士
委員(非常勤)	西村 美香	H30.3.21～	成蹊大学法学部教授
委員(非常勤)	橋爪 隆	R 3.3.21～	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員(非常勤)	原田 久	R 3.3.21～	立教大学法学部教授

原田久委員 西村美香委員 尾花眞理子委員 橋爪隆委員



井上弘通委員長

### ③ 令和3年度の委員会の開催状況

委員会の会議は、平成24年3月に第1回の委員会が開催されてから、令和3年度末までに計166回開催されている。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン会議システムを利用した参加方法も活用しつつ、計14回の委員会を開催し、各回において、再就職等規制違反の疑いのある行為に対する調査結果などに関して議論を行っている。各委員からの主な指摘事項は以下のとおりである。

#### ○制度の周知・理解促進について

- ・ 再就職先の営利企業等や、まだ退職が先である若年層の職員は、国家公務員の再就職等規制の存在やその内容をよく理解していない場合がある。社会全体に再就職等規制の理解を浸透させるためには、営利企業等や若年層に対しても一層の周知を行う必要がある。また、職員が在職中に再就職の誘いを受けた際には、相手方に対し再就職等規制があることをしっかりと伝えることが重要である。
- ・ 元職員の行動によって現職職員のあっせん行為を誘発する場合がありますが、元職員自身が自らのこうした行動の問題点に気付いていないことも考えられる。元職

員が現職職員に対してあっせん行為を誘発するような行動をとることのないよう、現職職員はもちろん、元職員に対しても一層の再就職等規制の周知徹底が必要である。

#### ○違反を防止するための府省庁における対応について

- ・ 職員が人事異動発令前の内示情報を外部に提供する行為は、あっせん規制違反に当たる行為の存在を疑われかねない不適切なものである。各府省においては、以前から、職員に対し、内示情報の取扱いに十分留意すべきである旨の注意喚起を行っていただいているところであるが、一層の注意喚起・指導の徹底をお願いしたい。
- ・ 規制に直接違反しないものの国民の目から見ると疑わしいと思われるような再就職が行われないようにする方策を考える必要があるのではないかと。例えば、ある府省では法人等の役職員に再就職する者に対し、次に後任を採用する際には、国家公務員 0B 以外の適任者も十分考慮・検討するように伝達するという対応をしていると聞いたが、府省間で、そのような方策の情報共有がなされることが望ましい。

#### ○国民の疑念を招かないため職員が注意すべき行動について

- ・ 起業したばかりの営利企業等が、自社の信用等を高めることを主目的として、元幹部職員であった国家公務員 0B を採用しようとするケースが想定される。このような再就職の勧誘を受けた国家公務員 0B は、その諾否を検討するに当たり、再就職が外部から不審を抱かれまいかという観点を念頭に置いた上で、慎重に判断することが望ましいのではないかと。
- ・ 求職活動規制における利害関係の有無については、実際の決裁や実際の事務処理等への関与の有無だけに着目して判断するのではなく、法令に定められた各官職の所掌事務に基づいて利害関係先に該当するかどうかを判断するのが基本である。自ら決裁権者となっていないから該当しないと狭くみるのではなく、指揮命令系統下にある（実際に決裁処理に当たった）職員に対する影響力なども総合的に勘案して判断するのが適当である。特に高位の職員においては、事後的に違反の指摘を受けることがないように、慎重な行動を心がけてもらう必要がある。
- ・ 再就職者が元職場に対して働きかけをした結果、何らかの形で自らの所属する再就職先が利益を得るような場合は、現行の規定には違反していないときであっても、国民に公務の公正性に対する疑念を抱かせるもので、適切ではないのではないかと。

#### ○国民の疑念を招かないため採用側に留意してほしいことについて

- ・ 本来、公募というのは一般に開かれ公平に行われるべきものであるところ、たとえ規制には違反しないとしても、営利企業等が職員の公募情報を事前に特定の国家

公務員 0B に知らせたりするようなことは、公募が公平に行われていないような外観を呈することとなりかねず、避ける必要がある。

- ・ 国に不可欠の本来業務を受託して行うことを主な業務内容とするような団体では、当該業務についての専門的知識経験を有する国家公務員 0B の採用ニーズがあるということは理解できる。しかしながら、団体内部での人材育成がほとんど行われておらず、人材の多くを再就職した国家公務員 0B に頼っているような場合には、国家公務員 0B のために再就職先を用意しているのではないかと国民から疑念を抱かれる懸念がある。

#### (4) 委員会に置かれた組織

委員会には、再就職等規制違反行為の調査等を行う再就職等監察官（以下「監察官」という。）が置かれている。監察官は、その職務の公正性を担保する観点から、委員会の議決を経て、役職員（検察官、旧国立大学の教官等の一定の者を除く。）としての前歴を持たない者を任命することとされている（常勤の監察官 2 名、非常勤の監察官 7 名（令和 4 年 3 月 31 日現在））。

また、委員会の事務を処理するため、事務局が置かれている（定員 15 名（令和 4 年 3 月 31 日現在））。

## 2. 再就職等規制違反行為への対応

委員会では、国公法、独立行政法人通則法及び自衛隊法の規定に基づき、再就職等規制が適用される一般職の国家公務員、行政執行法人の役員及び防衛省の一般定年等隊員（定年が 60 歳以上の自衛隊員）の再就職等規制の遵守を図っている。これらの者について再就職等規制違反の疑いがある情報を得た場合には、内容を精査し必要な確認を行った上で、国公法等に基づき調査手続を開始することとなる。

### (1) 再就職等規制違反行為に対する調査手続の概要

再就職等規制の違反が疑われる事案の事実解明のための調査や、規制に違反した職員に対する懲戒処分等の措置は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、原則として各府省等の任命権者が行うこととなるが、再就職等規制違反が疑われる事案の調査については、その客観性・公正性を確保するとともに事実の解明に向けた調査が十分に行われるよう、委員

会が一定の関与をすることが国公法に規定されている。

任命権者が職員又は職員であった者に再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思われるときは、国公法等の規定に基づき、任命権者が委員会に報告を行った上で調査を実施することとなるが、調査が適切に行われるよう、委員会は、任命権者の行う調査に関与する。また、必要があると認めるときは、委員会が任命権者と共同で調査を行うことができる。さらに、任命権者が行う調査では調査の客観性・公正性を確保できないことが明らかであるなど、特に必要があると認めるときは、委員会が自ら調査を行うことができることとされている。

## (2) 再就職情報の精査

国家公務員の再就職については、その透明性を確保するため、国公法第106条の24等の規定に基づき、①役職員が在職中に再就職の約束をした場合、②管理職職員であった者が離職後2年間に独立行政法人等の役員に再就職しようとする場合、③管理職職員であった者が離職後2年間に②以外の営利企業及び営利企業以外の法人に再就職した場合、役職員又は元役職員は、①については任命権者に、②及び③については内閣総理大臣に届出を行わなければならないこととされている。なお、①の任命権者に対する届出のうち、管理職職員が届け出たものについては、任命権者が内閣総理大臣に速やかに届出に係る事項を通知することとされている。

管理職職員の再就職情報については、国公法第106条の25等に基づいて、内閣において一元管理され、四半期ごとにその内容が取りまとめられて公表されているが、委員会では、国公法等の規定に基づき、当該事務を担当する内閣人事局に対し再就職届出情報のデータの提出を求め、提出を受けた全ての再就職案件（令和3年度の提供数は約1,800件）について、再就職の経緯等の確認を行っている。その上で、必要に応じて、再就職した元役職員や人事当局、再就職先などに対して予備的な調査を自ら実施し、又は任命権者に行わせ、その結果、再就職等規制に違反する行為が行われた疑いがある場合には、国公法等に基づき、調査手続を開始することとなる。

## (3) その他の監視活動

委員会では、新聞・雑誌等に載せられた記事など様々な情報から違反行為の疑いに関する情報を収集している。

また、委員会では、広く違反行為の疑いのある情報を収集するため、職

員や一般の国民に向けての違反通報窓口を設置しており、令和3年度には、情報提供者の負担軽減のため、新たにフリーダイヤルを導入した。当該窓口寄せられた情報については、必要な確認を行った上で、再就職等規制に係る違反行為の端緒となる情報と判断した場合には、国公法等に基づき、調査手続を開始することとなる。

#### 違反情報受付窓口

再就職等監視委員会では、再就職等規制違反行為に関する情報収集のため、規制違反行為に関する情報を幅広く受け付けています。**秘密を厳守します。**

【電話】0120-344954(フリーダイヤル)、03-6268-7660 から 7668、7681

【郵送】内閣府 再就職等監視委員会 再就職等監察官宛

〒100-0004 千代田区大手町一丁目3番3号  
大手町合同庁舎3号館

【メールフォーム】<https://form.cao.go.jp/kanshi/opinion-0003.html>

※内閣府再就職等監視委員会 HP (<https://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>) に掲載

#### ④ 再就職等規制違反事案等の概要

委員会の成立（平成24年3月）以降令和3年3月末までの間においては、23事案の再就職等規制違反を認定した。

調査の結果、令和3年度において再就職等規制違反が認定された事案はなかった。

なお、退職した役職員によるかつて在職した機関の役職員に対する働きかけ規制（国公法第106条の4）では、再就職者による依頼等（働きかけ）を受けた職員に対し、監察官への届出義務を課しているところ、令和3年度においては、3件の届出があったが、いずれの届出についても同規制違反は認定されなかった。

### 3. 再就職等規制に関する周知・広報活動

#### ① 職員に対する周知・研修

委員会では、各府省の退職管理担当者に対し制度説明会を実施し、担当者自身の制度理解及び所属職員への制度周知の徹底を促すとともに、研修に活用できるパンフレット等の作成や講師派遣協力等により各府省等における制度周知・研修に対する支援を行っている。



研修・広報資料

制度説明会については、例年、本府省及び地方機関で実務を担う各府省等における退職管理担当者等を対象に全国で実施している。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、例年、対面方式で実施していた本府省担当者向けの説明会について、Web会議方式に切り替え、地方支分部局等の担当者の参加も呼びかけ、本府省及び地方支分部局両方を対象とした担当者説明会に変更して開催した。この説明会では、再就職等規制制度全般、再就職を行った際の届出手続、違反に関する調査・監視体制についての説明を、過去の違反事案例の紹介や仮想事例解説などを交えて、具体的・実践的な内容で実施し、31府省庁等117名（うち、地方機関からの参加者65名）の参加を得た。

他方、説明会に参加できなかった本府省及び地方支分部局等の退職管理担当者に対しては、令和2年度と同様、説明会の代替措置として、音声付きの説明資料等を作成し、各府省の職員が閲覧できる政府共通インフォメーションボードに掲載し受講を求めた。（令和4年3月末時点における説明資料等への総アクセス件数は約2,300件）

この他、個別の開催要望を踏まえ、中国地区の地方支分部局等退職管理担当者を対象とした説明会（Web会議方式）、防衛省における説明会（対面方式）を実施した。このうち、中国地区の説明会については、講義だけでなく、仮想事例を用いたグループ討議を取り入れるなどの工夫をし、中国地区に所在する32機関36名の参加を得た。

さらに、令和3年度においては、各府省からの要望も踏まえ、効率的・効果的な職員の制度理解を促進するため、人事担当者のみでなく、広く職員に対する周知を進める新たな取組として、各府省の一般職員を対象とした再就職等規制に関するeラーニングを実施した。eラーニングについては、各府省等に対し、受講者を募った結果、計40府省庁等2万1702名の

受講者登録があり、このうち1万8579名の者が受講を修了した。修了後の受講者アンケートによれば、研修を受講したことにより再就職等規制について「十分理解できた」との回答をした者の割合が約38%、「ある程度理解できた」との回答をした者の割合が約61%という結果になっている。



e ラーニング学習画面

また、再就職等規制に関するパンフレットについては、より分かりやすい内容になるようイメージ図の記載をより詳細にする、(3)に記載する官民人材交流センターと連携した内容を盛り込むなどの改訂を行った。

加えて、一般職員が再就職等規制の理解度等を確認するための新たな周知・研修用資料として、制度の基本的な論点についての一問一答式の資料及び仮想的な事例を想定して適切な行動を問う資料の作成を行い、ホームページに掲載するとともに、各府省等の担当者を対象とした説明会においても当該資料を活用した。

再就職等規制に係るセルフチェックシート（問題編）		
～一般職員向け～		
再就職等規制に係る一般職員向け事項についての理解度チェックです。各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。		
番号	問 題	解答欄
1	人事担当職員でなくとも、他の職員の再就職をあっせんしてはいけない。	
2	幹部職員の再就職をあっせんしてはいけないが、係長級の若手職員の転職ならあっせんしてもよい。	
3	事前に再就職等監視委員会の別表承認を受けた場合には、再就職のあっせんをすることが出来る。	
4	許認可や補助金、契約関係といった利害関係がない営利企業等に対しては、再就職のあっせんしてもよい。	
5	国の側から人材を呼びつける行為が問題なのであって、営利企業等から依頼を受けて職員を紹介することは問題ない。	
6	職員を営利企業等に紹介することはもちろん、営利企業等に空きポストがないか問い合わせだけでも違反となり得る。	
7	再就職のあっせんをして、営利企業等に附られてしまったら違反にはならない。	
8	自ら営利企業等と接触していかなくても、職員の再就職をあっせんしている者に職員に関する情報を渡すだけで違反となり得る。	
9	特定の職員を推薦するものではなく、退職者一覧や、退職者も入った人事異動情報全体を営利企業等に渡す行為であっても、営利企業等において採用候補者の選定に使われることが分かれば、違反となり得る。	
10	営利企業等に再就職した元職員から、当該営利企業に関する行政処分や契約に関して依頼を受けた場合、その依頼を断ってはいれば自分がとがめられることはない。	

## 再就職等規制に関するQ&A (問題編)

～一般職員向け～

**問 1**

「A 営利企業は、以前者（旧A）と協定中に付き合っていた団体の職員から、次期理事候補を探しているためA省の事務次官の退職候補や人事について教えてくれないかと連絡した。」  
 ・この団体は、旧Aとの間で利害関係があるが、今所属しているA省とは無関係なので、回答にともなう自分にとって有利な情報提供ではない。  
 ・職員の再就職に直接関係ない再就職あっせんが想定なので、利害関係のない相手方からの情報提供依頼に応える形で、情報提供してもよいだろう。

「A 省職員は、旧後任者（旧B）と協定中に付き合っていた団体の職員から、次期理事候補を探しているためA省の事務次官の退職候補や人事について教えてくれないかと連絡した。」  
 ・この団体は、旧Aとの間で利害関係があるが、今所属しているA省とは無関係なので、回答にともなう自分にとって有利な情報提供ではない。  
 ・職員の再就職に直接関係ない再就職あっせんが想定なので、利害関係のない相手方からの情報提供依頼に応える形で、情報提供してもよいだろう。

新たな周知・研修用資料

## ② 企業・団体等に対する周知・広報

再就職等規制に関しては、職員自身が規制遵守を徹底することは当然のことながら、再就職先となる営利企業等に対しても規制の内容を周知し理解を得ることが重要であることから、委員会では、再就職等規制について企業・団体等に対し理解を促すリーフレットを作成し、例年、全国の経済団体等を訪問するなどして、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供の呼びかけを行うよう協力を依頼している。

令和3年度においても、令和2年度と同様、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて対象地域を限定し、首都圏、東北地方、北陸地方、四国地方及び九州地方の計12都県の合計59団体を訪問するなどして制度の周知とともに協力を依頼した。この結果、各経済団体・業界団体等において、会員に対するリーフレットの配布や、会報誌、ウェブサイト、メールマガジン等への再就職等規制の内容や違反情報の提供窓口を知らせる記事が掲載された。



営利企業・団体に理解を促すリーフレット

### (3) 官民人材交流センターとの連携

国公法第 18 条の 5 において職員の離職に際しての離職後の就職の援助は内閣総理大臣の事務と位置付けられており、当該事務は、内閣府設置法第 40 条第 2 項及び国公法第 18 条の 7 に基づき内閣府に設立された官民人材交流センター（以下「センター」という。）に委任されている。センターの職員が職務として行う場合は再就職規制の例外とされており、センターにおいては、平成 31 年 1 月から、企業・団体等の求人情報や再就職を希望する職員の求職情報を収集し、相互に提供することで自主的な求職活動を支援する「求人・求職者情報提供事業」を実施しており、当該サービス利用のための専用ウェブサイトとして、求職者情報の登録や変更、求人への応募希望の連絡などの手続を、インターネット上で行うことができる「官民ジョブサイト」を運用している。

職員の適切な再就職を促進するためには、再就職規制の遵守状況を監視する委員会と適法な求職活動を支援するセンターが連携して周知・広報活動に取り組むことが効果的であることから、経済団体・業界団体等への制度周知・協力依頼を連携して行うとともに、令和 3 年度における再就職等規制に関するパンフレットの改訂においては、センターが実施している再就職の援助のうち、令和 2 年度から運用されている官民ジョブサイトについての紹介を盛り込むといった取組を行った。